

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、いわき市の勤務先に通勤していたが、原発事故後、勤務先のあるいわき市に避難している申立人について、いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から平成24年9月以降も避難継続の必要性があると判断して、避難慰謝料及び避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降も避難慰謝料等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### （1）申立人X1

| 項目 |                 | 期間                           | 金額         |
|----|-----------------|------------------------------|------------|
| 1  | 精神的損害           | 自 平成24年6月1日<br>至 平成25年7月31日  | 1,400,000円 |
| 2  | 生活費増加費用（通院交通費等） | 自 平成24年9月1日<br>至 平成25年3月31日  | 200,000円   |
| 3  | 避難・帰宅等にかかる費用    | 自 平成24年6月1日<br>至 平成24年8月31日  | 117,000円   |
| 4  | 生活費増加分（自宅電気代）   | 自 平成23年10月1日<br>至 平成25年7月31日 | 50,380円    |
| 5  | 生活費増加分（自宅水道代）   | 自 平成23年10月1日<br>至 平成25年7月31日 | 50,798円    |
| 6  | 弁護士費用（3%）       | 本件申立に関する費用                   | 54,546円    |
| 小計 |                 |                              | 1,872,724円 |

#### （2）申立人X2

| 項目 |                 | 期間                           | 金額         |
|----|-----------------|------------------------------|------------|
| 1  | 精神的損害           | 自 平成24年6月1日<br>至 平成25年7月31日  | 1,400,000円 |
| 2  | 就労不能損害          | 自 平成24年6月1日<br>至 平成25年12月31日 | 950,000円   |
| 3  | 生活費増加費用（通院交通費等） | 自 平成24年9月1日<br>至 平成25年3月31日  | 200,000円   |
| 4  | 避難・帰宅等にかかる費用    | 自 平成24年6月1日<br>至 平成24年8月31日  | 117,000円   |
| 5  | 弁護士費用（3%）       | 本件申立に関する費用                   | 80,010円    |
| 小計 |                 |                              | 2,747,010円 |

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、461万9734円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- |        |            |
|--------|------------|
| (1) X1 | 金187万2724円 |
| (2) X2 | 金274万7010円 |

## 第3 支払方法

(省略)

## 第4 清算

申立人ら及び被申立人は、申立人らと被申立人との間には、第1項に掲げる損害項目(括弧内記載の期間及び事項に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月27日

(仲介委員 稲野正明)